

## 関西住宅品質保証株式会社

### 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「関西住宅品質保証株式会社 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、関西住宅品質保証株式会社(以下「当機関」という。)が実施する技術的審査に係る技術的審査料金について、必要な事項を定める。

#### (技術的審査料金)

第2条 業務規程第12条に規定する技術的審査料金は、別紙のとおりとする。

#### (技術的審査料金の支払い方法)

第3条 申請者は、技術的審査料金を「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務約款」第5条に規定する料金の支払方法により納入する。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

#### (技術的審査料金を減額するための要件)

第4条 技術的審査料金は、次に掲げる場合に減額(減額率上限40%)することができるものとする。

- (1) 当該業務が効率的に実施できると当機関の長が判断したとき。
- (2) 申請者が年間に相当量の申請を行うとき。

#### (技術的審査料金を増額するための要件)

第5条 技術的審査料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 申請者の非協力その他当機関の責めに帰することができない事由により業務期日が遅延したとき。
- (2) 評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないと当機関が判断したとき。

#### (その他)

第6条 この規程に定めのない事項又は特別な事情により、この規程に定める手数料が適当ではないと当機関が判断した場合においては、当機関と申請者の協議により定める額とする。

#### (附則)

附則第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

制定：平成25年 5月 1日

改訂：平成25年 9月 1日

改訂：平成25年12月 1日

改訂：平成26年 4月 1日

改訂：令和 3年 4月 1日

改訂：令和 4年10月 1日

改訂：令和 5年10月 1日

最終改訂：令和 7年 4月 1日

低炭素建築物技術審査料金（税込み）

**1. 戸建住宅**

単独申請の場合 44,000 円

同時申請(※)の場合 11,000 円

※設計住宅性能評価と同時申請などで、外皮性能計算、一次エネルギー消費量計算が同一である場合

**2. 共同住宅等**

$$A + \sum (N_i \times B \times W_i) + C$$

A : 基本料金

下表による

$N_i$  : 区分 i に属する住戸数

戸当たり料金の係数の表による

$$\text{全住戸数 } N = \sum N_i$$

B : 戸当たり料金

下表による

$W_i$  : 区分 i の戸当たり料金の係数

戸当たり料金の係数の表による

C : 共用部料金

共用部料金の表による

申請条件	A : 基本料金	B : 戸当たり料金
単独申請（新規に計算を実施）	143,000 円	2,200 円
同時申請(※)	44,000 円	1,100 円

※設計住宅性能評価と同時申請などで、外皮性能計算、一次エネルギー消費量計算が同一である場合

**Wi : 戸当たり料金の係数の表**

区分 i	住戸数 $N_i$	$W_i$ : 係数
1	1戸以上 50戸以下の住戸に対して	1
2	51戸以上 100戸以下の住戸に対して	0.9
3	101戸以上 200戸以下の住戸に対して	0.8
4	201戸以上 300戸以下の住戸に対して	0.7
5	301戸以上の住戸に対して	0.6

計算例) 単独申請 70戸の場合 50戸×(2,200円×1)+20戸×(2,200円×0.9)

**C : 共用部料金の表**

全住戸数 N	C : 共用部料金
1戸以上 20戸以下	77,000 円
21戸以上 50戸以下	99,000 円
51戸以上 100戸以下	121,000 円
101戸以上 300戸以下	143,000 円
301戸以上	別途見積もり

3. 複合建築物

別途見積もり

4. その他

- ・変更審査料金は、原則として上記各料金の 2 分の 1 とするが、変更内容によって増減することができるものとする。また、技術的審査を伴わない変更については、一通につき 8,800 円とする。
- ・再交付料金は、一通につき 5,500 円とする。

以 上